

三田市建築物の耐震改修の計画の認定等に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 耐震診断結果の報告（第4条－第7条）
- 第3章 耐震改修の計画の認定（第8条－第23条）
- 第4章 建築物の安全性に係る認定（第24条－第33条）
- 第5章 区分所有建築物に係る認定（第34条－第42条）
- 第6章 雑則（第43条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び三田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年三田市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、政令、省令、規則において使用する用語の例による。

（建築物耐震評価者）

第3条 規則第2条に規定する建築物耐震評価者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
- (2) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体
- (4) 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、前号

の団体と同等以上の能力を有すると市長が認めるもの

第2章 耐震診断結果の報告

(耐震診断の結果を証する書類)

第4条 規則第2条に規定する耐震診断の結果を証する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、建築物耐震評価者の評価の必要がない小規模な建築物として市長が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 法第7条又は法附則第3条第1項の規定により行う耐震診断の評価書（建築物耐震評価者が、技術指針事項（法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。以下同じ。）に適合した耐震診断であると評価したことを証する書類をいう。以下同じ。）の写し
 - (2) 前号の耐震診断（次項の耐震改修及び第3項の増築等の工事を含む。）を実施した建築物に関する建築物状況確認書（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について、それぞれ当該各条に規定する建築士（以下「建築物状況確認資格者」という。）が、法第7条又は法附則第3条第1項に基づく報告（以下「耐震診断結果の報告」という。）を行う建築物の地震に対する安全性が、耐震診断の実施以後も変わっていないことを確認した書類をいう。以下同じ。）
- 2 耐震診断結果の報告を行う前に、当該報告を行おうとする建築物の耐震改修を行った部分にあつては、次の各号に掲げる書類をもって前項第1号の書類とすることができる。
- (1) 当該耐震改修を行った部分に関する耐震改修計画の評価書（建築物耐震評価者が、技術指針事項に適合した耐震改修の計画（省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が策定したものに限る。以下同じ。）であると評価したことを証する書類をいう。以下同じ。）の写し
 - (2) 前号の耐震改修を行った部分に関する工事実施確認書（耐震改修の計画どおりに工事が行われたことを確認した書類（当該工事部分について建築物状況確認資格者と同等の資格を有する者が確認したものに限る。）をいう。以下同じ。）
- 3 耐震診断結果の報告を行おうとする建築物のうち、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「増築等」という。）の工

事に着手した部分（平成17年6月1日以後に増築等の工事（政令第3条各号に掲げるものを除く。）に着手したもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあつては、当該増築等をする独立部分を含む。第24条第3項において同じ。）にあつては、当該増築等の工事に係る確認済証等の写し及びこれに係る検査済証等の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。

- 4 時刻歴応答計算により検証し、その構造方法について建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第38条の規定に基づく建設大臣の認定を受けて建築された建築物（以下「時刻歴応答計算検証建築物」という。）にあつては、同条の規定による認定書の写し並びに当該認定を受けた建築計画に係る確認済証等の写し及びこれに係る検査済証の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。

（耐震診断の結果を証する書類に関する経過措置）

第5条 要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断又は耐震改修計画の策定が規則の施行前に行われた場合にあつては、建築物状況確認資格者と同等の資格を有する者が、当該耐震診断又は当該耐震改修の計画を技術指針事項に適合したものであると確認したことを証する耐震診断結果確認書をもって前条第1項第1号の書類に代えることができる。

- 2 前項の規定による書類を添えて、耐震診断結果の報告を行う場合において、市長が当該報告の内容を審査する必要があると認めるときは、当該報告に係る建築物の所有者に対し、構造計算書等の建築物の地震に対する安全性を確認できる書類の提出を求めることができる。

（耐震診断結果の報告に係る図書）

第6条 耐震診断結果の報告は、省令別記第1号又は省令別記第21号様式の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて行わなければならない。

共通 図書	(1) 添付図書一覧表（耐震診断結果の報告） (2) 省令第33条第1項に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 (3) 外観写真
----------	--

	<p>(4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該報告に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し</p> <p>(5) 建築物状況確認書</p> <p>(6) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認めるもの</p>		
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分	新耐震基準に適合する部分
選択図書	<p>(1) 耐震診断結果表</p> <p>(2) 耐震診断の評価書の写し</p> <p>(3) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類</p> <p>(4) 耐震診断の実施者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類</p>	<p>(1) 耐震診断結果表</p> <p>(2) 耐震改修計画の評価書の写し</p> <p>(3) 耐震改修計画の策定者の資格が確認できる書類</p> <p>(4) 耐震改修計画の策定者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類</p> <p>(5) 前条第2項第2号に規定する工事実施確認書</p> <p>(6) 前条第2項の改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類</p>	<p>(1) 前条第3項に規定する確認済証等の写し及び検査済証等の写し</p>

2 規則の施行前に当該報告に係る建築物の耐震診断又は耐震改修に着手しているものにあつては、次の表に掲げる図書をもって前項に掲げる図書に代えることができる。

共通書類	<p>(1) 添付図書一覧表（耐震診断結果の報告）</p> <p>(2) 省令第33条第1項に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図</p> <p>(3) 外観写真</p>
------	---

	<p>(4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該報告に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し</p> <p>(5) 規則の施行前に当該耐震診断又は耐震改修に着手したことが確認できる書類</p> <p>(6) 建築物状況確認書</p> <p>(7) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類</p> <p>(8) 前条第2項に規定する構造計算書等（市長が必要と認める場合に限る。）</p>	
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分
選択書類	<p>(1) 耐震診断結果表</p> <p>(2) 前条第1項に規定する耐震診断結果確認書</p> <p>(3) 耐震診断が技術指針事項に適合したものであると確認した者の資格が確認できる書類</p>	<p>(1) 耐震診断結果表</p> <p>(2) 前条第1項に規定する耐震診断結果確認書</p> <p>(3) 耐震改修の計画が技術指針事項に適合したものであると確認した者の資格が確認できる書類</p> <p>(4) 第4条第2項第2号に規定する工事実施確認書</p> <p>(5) 第4条第2項の耐震改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類</p>

（報告に係る追加説明）

第7条 市長は、前条に基づき提出される図書によって、法第7条又は法附則第3条第1項により報告のあった耐震診断が技術指針事項に適合していることを判断できない場合にあっては、報告者に追加の説明を求めることができる。

第3章 耐震改修の計画の認定

（建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類）

第8条 建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類として、規則第4条に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類は、法第

17条第3項の認定を受けようとする耐震改修計画の評価書の写しとする。

(計画の認定申請に係る図書)

第9条 耐震関係規定に適合するものとして法第17条第3項の計画の認定を受けようとする者は、省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本(同項の計画の認定を受けようとする改修計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知(以下「建築確認等」という。)を要する場合にあっては、副本2通)に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

(1) 省令第28条第1項の表の(い)欄及び(ろ)欄に掲げる図書

(2) 添付図書一覧(耐震改修の計画の認定)

(3) 外観写真

(4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該認定に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し

(5) 法第17条第3項の規定に基づく認定を受けようとする改修計画が建築確認等を要するものであるか判断できる図書

(6) 法第17条第3項第3号から第6号までに掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする場合は、省令第28条第3項から第6項までに規定する様式(省令別記第7号様式から別記第10号様式まで)の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書及び書類を添えたもの

(7) その他市長が必要と認める図書

2 地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第17条第3項の計画の認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物にあっては省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類及び図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。

(1) 前条に規定する評価書の写し

(2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図

(3) 前項第2号から第7号までに掲げる図書及び書類

- 3 法第17条第10項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものとして同条第3項の計画の認定を受けようとする者は、第1項又は第2項の申請書の正本及び副本に、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による通知に要する通知書を添えて、市長に提出するものとする。
- 4 前3項に規定する図書は併せて作成することができる。
- 5 高さが60メートルを超える建築物に係る法第17条第3項の計画の認定の申請書にあっては、省令第28条第1項の表の(ろ)項の規定に関わらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書を添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第20条第1号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。
- 6 省令第28条第3項の認定の申請書にあっては、建築基準法第20条第1号の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(は)項及び同項の表3の(ろ)欄に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(認定申請の時期)

第10条 法第17条第1項の認定申請は、当該申請に係る工事の着手前に行わなければならない。

(認定申請に係る追加説明)

第11条 市長又は建築主事は、第9条に基づき提出される図書によって、法第17条第3項の計画の認定を受けようとする改修計画が、同項に規定する認定の基準に適合していることを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明を求めることができる。

(標準処理期間)

第12条 計画の認定に係る審査の標準的な処理期間は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前条の規定により追加の説明等を求め、回答があるまでの日数は当該処理期間に含まないものとする。

(1) 認定申請を受理した日から14日以内の期間

(2) 認定申請を行おうとする改修計画が建築確認等を要する場合においては、前号の期間に、建築基準法第6条第1項第4号に掲げるものにおいては7日、それ以外においては35日を加えた期間

(認定申請の取下げ)

第13条 申請者は、計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届を市長に提出するものとする。

(計画の認定をしない旨の通知)

第14条 市長は、計画の認定をしないことを決定したときは、認定をしない旨の通知書により、申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第15条 第8条から前条までの規定は法第18条の規定による計画の変更について準用する。この場合において、第9条中「省令別記第5号様式」とあるのは「計画変更認定申請書」と読み替えるものとする。

2 市長は、法第18条第2項において準用する法第17条第3項の規定により計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、計画変更認定通知書に計画変更認定申請書の副本を添えて行うものとする。

(計画の軽微な変更)

第16条 認定事業者は、省令第32条の規定による軽微な変更を行うときは、速やかに、計画の軽微な変更届を市長に提出しなければならない。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第17条 認定事業者は、法第19条の規定により耐震改修の状況について報告を求められたときは、建築物状況報告書を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第18条 法第20条の規定による改善命令は、改善命令書により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第19条 法第21条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消し通知書により行うものとする。

(計画の認定に係る工事の取り止め)

第20条 認定事業者は、計画の認定を受けた計画に係る工事を取り止めようとするときは、工事取り止め届を市長に提出しなければならない。

(工事完了の報告)

第21条 認定事業者は、計画認定建築物の計画に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。

2 前項の報告は、工事完了報告書に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 耐震改修工事の作業状況及び完成状況がわかる写真

(2) 建築確認等を要する場合にあっては、計画認定建築物に係る建築基準法第7条第5項又は同法第18条第16項に規定する検査済証の写し

(工事の検査等)

第22条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従った耐震改修を行っているか確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な措置をとることができる。

(認定等の証明)

第23条 計画認定建築物であることの証明を受けようとする者は、証明願の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

第4章 建築物の安全性に係る認定

(確認済証等)

第24条 規則第5条第1項に規定するその他の法令の規定により当該確認済証の交付があったものとみなされる場合におけるその旨を証する書類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第17条第3項の規定に基づく認定に係る通知書

(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項の規定に基づく認定に係る通知書

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定に基づく認定に係る通知書

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項に規定に基づく認定に係る通知書

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第1項の規定に基づく認定に係る通知書

2 規則第5条第1項に規定する確認済証の写し又は前項に掲げる書類の写しの提出ができない場合にあっては、当該書類が交付されたことを確認できる書類（確認済証等で確認すべき事項として市長が必要と認める事項が記載されたものに限

る。)の写しをもって代えることができる。

(建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類)

第25条 建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類として、規則第5条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、建築物耐震評価者の評価の必要がない小規模な建築物として市長が認めるものについてはこの限りではない。

(1) 法第22条第2項に基づく認定を受けようとする建築物に係る耐震診断の評価書の写し

(2) 前号の建築物に関する建築物状況確認書

2 省令第33条第2項第1号の図書を添えて法第22条第1項に規定する認定の申請を行う前に、当該申請を行おうとする建築物の耐震改修を行った部分にあつては、次の各号に掲げる書類をもって前項第1号の書類とすることができる。

(1) 当該耐震改修を行った部分に関する耐震改修計画の評価書の写し

(2) 前号の耐震改修を行った部分に関する工事実施確認書

3 法第22条第2項に基づく認定を受けようとする建築物のうち、昭和56年6月1日以後に増築等の工事に着手した部分にあつては、当該増築等の工事に係る確認済証等の写し及びこれに係る検査済証等の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。

4 時刻歴応答計算検証建築物にあつては、旧建築基準法第38条の規定による認定書の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。

5 兵庫県が実施するわが家の耐震改修促進事業（住宅耐震改修工事費補助）の補助金交付を受けて耐震改修工事を行った建築物（県土整備部補助金交付要綱別表に定める部分改修型工事及び居室耐震型改修工事を行ったものを除く。）にあつては、当該補助金の交付があつたことを確認できる書類をもって第1項第1号の書類とすることができる。

(認定申請に係る図書)

第26条 耐震関係規定に適合するものとして法第22条第2項の認定を受けようとする者は、省令別記第12号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。

(1) 添付図書一覧（地震に対する安全性に係る認定）

(2) 外観写真

- (3) 建築物状況確認書
 - (4) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類
 - (5) 規則第5条第1項に規定する確認済証等
 - (6) 省令第28条第1項の表の(ろ)項及び省令第33条第1項の表に掲げる図書、又は省令第33条第1項第2号に規定する国土交通大臣が定める書類として定められた検査済証の写し及びこれに係る確認済証の写し並びに省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図のいずれかの図書
- 2 省令第33条第2項第1号の方法により、地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第22条第2項の認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物にあつては省令別記第13号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については省令別記第13号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

共通書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 添付図書一覧表（地震に対する安全性に係る認定） (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 (3) 外観写真 (4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びこれに係る検査済証の写し（省令第33条第1項第2号の図書を添えて法第22条第1項の認定申請を行う場合は不要） (2) 建築物状況確認書 (3) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類 		
	区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分
	(1) 耐震診断結果表 (2) 前条第1項第1号	(1) 耐震診断結果表 (2) 前条第2項に規定	(1) 前条第3項に規定する書類

<p>選択書類</p>	<p>に規定する評価書の写し (3) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類 (4) 耐震診断の実施者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類</p>	<p>する耐震改修計画の評価書の写し及び工事実施確認書又は同条第5項に規定する書類 (3) 耐震改修計画の策定者の資格が確認できる書類 (4) 耐震改修計画の策定者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 (5) 前条第2項の耐震改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類</p>	
-------------	--	---	--

3 省令第33条第2項第2号の方法により、地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第22条第2項の認定を受けようとする者は、省令別記第12号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 添付図書一覧（地震に対する安全性に係る認定）
- (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 省令第33条第2項第2号に規定する国土交通大臣が定める書類として定められた検査済証の写し及びこれに係る確認済証の写し
- (4) 建築物状況確認書
- (5) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類
（認定申請に係る追加説明）

第27条 市長は、前条に基づき提出される図書によって、法第22条第2項の規

定による建築物の地震に対する安全性に係る認定（以下「基準適合認定」という。）を受けようとする建築物が耐震関係規定又は同項に規定する基準に適合していることを判断できない場合にあつては、申請者に追加の説明を求めることができる。

（標準処理期間）

第28条 基準適合認定に係る審査の標準的な処理期間は、認定申請を受理した日から14日以内の期間とする。ただし、前条の規定により追加の説明等を求め、回答があるまでの日数は当該処理期間に含まないものとする。

（認定申請の取下げ）

第29条 申請者は、基準適合認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、地震に対する安全性に係る認定申請取下げ届を市長に提出するものとする。

（基準適合認定をしない旨の通知）

第30条 市長は、基準適合認定をしないことを決定したときは、地震に対する安全性に係る認定をしない旨の通知書により、申請者に通知するものとする。

（基準適合認定建築物に係る報告の徴収）

第31条 基準適合認定を受けた者は、法第24条の規定により基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関して報告を求められたときは、建築物状況報告書を市長に提出しなければならない。

（基準適合認定の取消し）

第32条 法第23条の規定による基準適合認定の取消しは、認定取消し通知書により行うものとする。

（認定等の証明）

第33条 基準適合認定建築物であることの証明を受けようとする者は、証明願の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

第5章 区分所有建築物に係る認定

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類）

第34条 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類として、規則第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類は、法第25条第2項に基づく認定を受けようとする区分所有

建築物に係る耐震診断の評価書の写しとする。

- 2 兵庫県が実施するわが家の耐震改修促進事業（住宅耐震改修計画策定費補助）の補助金交付を受けて耐震診断を行い、耐震性がないことが明らかになった建築物（技術指針事項に適合した耐震診断が行われたものに限る。）にあつては、当該補助金の交付があつたことを確認できる書類をもって前項の書類に代えることができる。

（認定申請に係る図書）

第35条 法第25条第2項の認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については省令別記第17号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については省令別記第17号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 添付書類一覧（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）
- (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 外観写真
- (4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し
- (5) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第18条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し（同法第18条第2項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）
- (6) 前条第1項に規定する評価書の写し又は同条第2項に規定する書類
- (7) 耐震診断結果表
- (8) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類
- (9) 耐震診断の実施者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類

（認定申請に係る追加説明）

第36条 市長は、前条に基づき提出される図書によって、法第25条第2項の規

定による区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（以下「要耐震改修認定」という。）を受けようとする区分所有建築物が同項に規定する基準に適合していることを判断できない場合にあつては、申請者に追加の説明を求めることができる。

（標準処理期間）

第 37 条 要耐震改修認定に係る審査の標準的な処理期間は、認定申請を受理した日から 14 日以内の期間とする。ただし、前条の規定により追加の説明等を求め、回答があるまでの日数は当該処理期間に含まないものとする。

（認定申請の取下げ）

第 38 条 申請者は、要耐震改修認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下げ届を市長に提出するものとする。

（要耐震改修認定をしない旨の通知）

第 39 条 市長は、要耐震改修認定をしないことを決定したときは、認定をしない旨の通知書により、申請者に通知するものとする。

（要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収）

第 40 条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、法第 27 条第 4 項の規定により当該建築物の地震に対する安全性に係る事項に関して報告を求められたときは、建築物状況報告書を市長に提出しなければならない。

（要耐震改修認定の取消し）

第 41 条 要耐震改修認定の取消しは、認定取消し通知書（要耐震改修認定）により行うものとする。

（認定等の証明）

第 42 条 要耐震改修認定建築物であることの証明を受けようとする者は、証明願の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

第 6 章 雑則

（認定基準）

第 43 条 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合していない建築物については、市長が特に支障がないと認める場合を除き、法第 17 条第 3 項、第 22 条第 2 項又は第 25 条第 2 項の規定に基づく認定を行わないものとする。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。